

令和3年2月

定例教育委員会

1

2月定例会（1）

開催日時 令和3年2月18日（木） 13時30分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長報告

4 議 題

○第19号議案

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(高校教育課)

○第20号議案

長崎県文化財保存活用大綱（案）について

(学芸文化課)

○第21号議案

文化財の県指定について

(学芸文化課)

5 報 告

(1) 「令和3年度長崎県教職員研修計画」の策定について

(教育センター)

(2) 「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」の実施状況について

(義務教育課)

(3) 「長崎県授業改善メソッド」の作成について

(義務教育課)

(4) 令和3年度栄養教諭選考試験の結果について

(義務教育課)

(5) 令和3年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について

(高校教育課)

(6) 令和3年度県立中学校入学者選抜の実施状況等について

(高校教育課)

(7) 令和3年度県立学校校長・副校長・教頭選考試験の結果について

(高校教育課)

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(提案理由)

平成 31 年度に県立対馬高等学校に国際文化交流科を設置したことに伴い、長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 31 年長崎県教育委員会規則第 1 号）の一部を改正しようとするものである。

(内 容)

別紙規則案のとおり

平成 31 年度に県立対馬高等学校に国際文化交流科を設置したことに伴い、令和 3 年 3 月をもって同校普通科国際文化交流コースが廃止となるため、所要の改正を行うこと。(第 3 条第 3 号関係)

施行日：令和 3 年 4 月 1 日

(最終改正年月日 平成 29 年 5 月 30 日)

(規則案)

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「、対馬高等学校国際文化交流コース」を削除する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>第3条 高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの学区は、県全域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 全日制の課程における普通科のうち五島高等学校スポーツコース、壱岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校</p>	<p>第3条 高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの学区は、県全域とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 全日制の課程における普通科のうち五島高等学校スポーツコース、壱岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、<u>対馬高等学校国際文化交流コース</u>、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校</p>

長崎県立高等学校の通学区域に関する規則（抄）

（昭和31年1月17日教育委員会規則第1号）

第2条 高等学校の全日制の課程における普通科の通学区域（以下「学区」という。）並びにその区域及び高等学校は次の表のとおりとする。ただし、第3条第3号に規定するものを除く。

学区名	区域	高等学校名
県南学区	長崎市、西海市、西彼杵郡	長崎東高等学校、長崎西高等学校、長崎南高等学校、長崎北高等学校、長崎北曇台高等学校、大崎高等学校、西彼杵高等学校
県央学区	諫早市、大村市	諫早高等学校、西陵高等学校、大村高等学校、諫早東高等学校
島原学区	島原市、雲仙市、南島原市	島原高等学校、国見高等学校、小浜高等学校、口加高等学校
県北学区	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	佐世保南高等学校、佐世保北高等学校、佐世保西高等学校、猶興館高等学校、松浦高等学校、川棚高等学校、彼佐見高等学校、北松西高等学校、宇久高等学校
五島学区	五島市、南松浦郡	五島高等学校、五島南高等学校、奈留高等学校、上五島高等学校、中五島高等学校
老岐学区	老岐市	老岐高等学校
対馬学区	対馬市	対馬高等学校、豊玉高等学校、上対馬高等学校

第3条 高等学校の次の各号に掲げる課程、学科及びコースの学区は、県全域とする。

- (1) 全日制の課程以外の課程
- (2) 全日制の課程における普通科以外の学科
- (3) 全日制の課程における普通科のうち五島高等学校スポーツコース、老岐高等学校東アジア歴史・中国語コース、対馬高等学校国際文化交流コース、五島南高等学校夢トライコース及び奈留高等学校

長崎県文化財保存活用大綱（案）について

(提案理由)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むことが求められている。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、文化財保護法が改正され、「都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができる」こととなった。文化財保護法第183条の2に基づき、長崎県文化財保存活用大綱（別冊のとおり）を策定しようとするものである。

(内 容)

1 内容構成

- (1) 大綱の目的
- (2) 長崎県の概要
- (3) 保存・活用の基本方針
- (4) 保存・活用のために講ずる措置
- (5) 市町への支援方針
- (6) 防災・防犯、火災発生時の対応
- (7) 保存・活用の推進体制
- (8) 付属資料

2 今後のスケジュール

2月定例教育員会で議決後、県内市町への周知徹底を行う。

市町は、県が策定した大綱を勧案して、市町における文化財保存・活用に関する基本的なアクションプランとなる「文化財保存活用地域計画」を今後作成していくこととなる。

〔参考〕第183条の2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

文化財の県指定について

(提案理由)

長崎県文化財保護条例の規定に基づき、4件の文化財を新たに県指定(無形文化財に関しては保持者認定まで)しようとするものである。

(内 容)

1 県指定する有形文化財(美術工芸品)

てんゆうじ もくぞうしめんぼさつぎぞう
「天祐寺の木造四面菩薩坐像」(諫早市)

所有者 宗教法人 天祐寺

2 県指定する史跡

こしたかいせき
「越高遺跡」(対馬市)

所在地 対馬市上県町越高33番地 他

3 県指定する無形文化財及び認定する保持者

みかわちやき さいくぎじゅつ (佐世保市) 保 持 者 なかざと いちろう
中里 一郎

4 県指定する無形文化財及び認定する保持者

みかわちやき さいくぎじゅつ (佐世保市) 保 持 者 いまむら ひとし
今村 均

【指定理由】

1 有形文化財（美術工芸品）「天祐寺の木造四面菩薩坐像」

本像は、もと四面宮（現・諫早神社）に安置されていたもので、明治初年の神仏分離に際して、諫早家菩提寺の天祐寺へ移されたものである。四面神とは肥前国を代表する霊山の一つである雲仙岳の神であり、その信仰は雲仙岳の山麓各地に広がりをみせていた。

像高は78.8cm。右手の持物は失われており、左手は膝辺りに置く。右足を立てて座するという初期神像以来の女神の典型を継承している。結い上げた^{もとどり}髻や手首の腕輪などは華やかで、吉祥天^{きっしょうてん}や弁財天^{べんざいてん}など仏教における女神を中心とした様々な尊像の要素を取り込んでいる。

仏像内部に書かれた文字情報から、江戸時代中期の宝永2年（1705）に制作されたことが分かる。作者については不明であるが、江戸時代に京都で活躍していた有力な仏師であると考えられる。

本像は、江戸時代の尊像の基準作であり優作であるにとどまらず、島原半島を中心に広がりをみせていた長崎固有の四面神信仰を背景にする点で大きな意義をもった作例であり、条例第4条第1項に基づき県有形文化財に指定するものである。



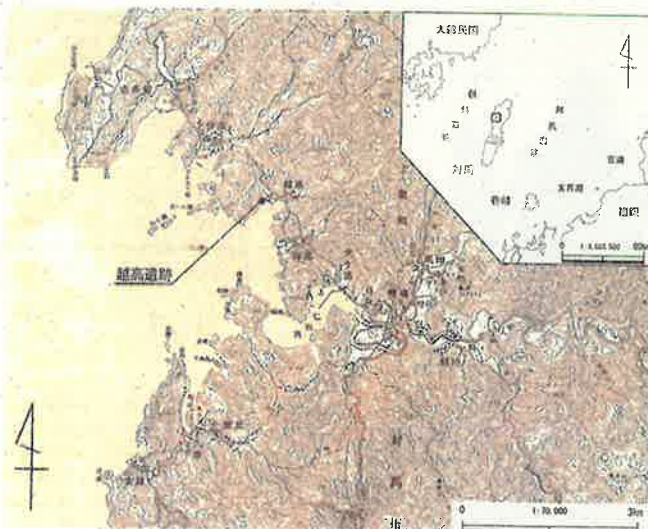
2 史跡「^{こしたかいせき}越高遺跡」

本件は、対馬市北西部に位置し、海岸部から細い谷部にかけて立地する、縄文時代早期～前期（今から約 7,100 年前から 6,400 年前）の遺跡である。尾根を挟んで約 60m 離れた 2 地点からなり、南から A 地点、B 地点と呼称する。

最大の特徴は、両地点で出土する土器の大半が、朝鮮半島新石器時代早期の^{りゅうきもん}隆起文^{どき}土器で占められる点にある。また、A 地点の海岸部では、約 1m 四方の方形の石組み炉が見つかっているが、類例は同時期の日本国内にはなく、韓国釜山市の^{トンサムドン}東三洞遺跡や^{ボムバン}凡方貝塚で確認されており、新石器時代に朝鮮半島から渡来した人々が居住した遺跡であることが分かる。

一方、土器に使われた粘土に対馬産のものが含まれることや、石器に使われた黒曜石の産地が、西北九州産のみで構成されることから、これらの材料については、九州の縄文人との交流の中で入手していたと推測できる。

このように、越高遺跡は、縄文時代早期～前期に朝鮮半島から渡来した人々が、九州の縄文人と交流しながら物資を入手し、生活することで形成された遺跡と考えることができ、縄文時代の日韓交流の在りようを示す遺跡として高く評価できることから、条例第 34 条第 1 項の規定に基づき県史跡に指定するものである。



3 無形文化財 「^{みかわちやき}三川内焼 ^{さいくぎじゆつ}細工技術」 保持者 ^{なかざと}中里 ^{いちろう}一郎

^{みかわちやき}三川内焼 ^{さいくぎじゆつ}細工技術の技術保持者である 中里一郎 氏は、佐世保市三川内町在住で、
^{ひらどこうしょうだん}平戸洗祥団 ^{えもんがま}右エ門窯 17代目として三川内地区で継承されている伝統的な細工技術
の中で、平戸菊花飾細工などの高度な技術継承者である。幼少より父親等の指導を受け、この技能を習熟することに長年にわたり研鑽を重ね、現在もなお、伝統技術の習得・保存・継承に努めているところであり、三川内焼の細工技術の技術保持者として長崎県指定無形文化財にふさわしいことから、条例第23条第1項及び第2項に基づき県無形文化財に指定し、保持者認定するものである。



4 無形文化財 「^{みかわちやき}三川内焼 ^{さいくぎじゆつ}細工技術」 保持者 ^{いまむら}今村 ^{ひとし}均

^{みかわちやき}三川内焼 ^{さいくぎじゆつ}細工技術の技術保持者である 今村 均 氏は、佐世保市三川内町在住で、^{かくふさがま}嘉久房窯 14代目として三川内地区で継承されている伝統的な細工技術の中で、舌出し三番叟人形や透彫り竜細工などの高度な技術継承者である。幼少より父親等の指導を受け、この技能を習熟することに長年にわたり研鑽を重ね、現在もなお、伝統技術の習得・保存・継承に努めているところであり、三川内焼の細工技術の技術保持者として長崎県指定無形文化財にふさわしいことから、条例第23条第1項及び第2項に基づき県無形文化財に指定し、保持者認定するものである。



(参 考) 長崎県文化財保護条例 (抄)

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定有形文化財に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、長崎県文化財保護審議会(以下「文化財保護審議会」という。)に諮問しなければならない。

第23条 教育委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち県にとって重要なものを県指定無形文化財に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定及び前項の規定による認定をしようとするときは、教育委員会は、あらかじめ、文化財保護審議会に諮問しなければならない。

第34条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定により史跡、名勝、又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを県指定史跡、県指定名勝又は県指定天然記念物(以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、県指定史跡名勝天然記念物の指定書を交付すべき相手が多数で個別に交付し難い事情があるときは、教育委員会は、当該指定書を第39条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者(以下この章において「県指定記念物の管理責任者」という。)に交付することができる。

報 告 事 項 (1)

教育センター

件 名	令和3年度長崎県教職員研修計画の策定について
概 要	<p>1. 趣旨及び経過</p> <p>「長崎県 教員等の資質向上指標」を踏まえ、「令和3年度長崎県教員研修計画」を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年11月27日 「ワーキンググループ会議」の開催・令和3年 1月 7日 「教職員研修計画策定委員会」の開催 <p>2. 令和3年度の重点項目</p> <p>(1) 新学習指導要領並びにGIGAスクール構想への対応</p> <p>令和2年度の小学校から順次全面実施となる新学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や読解力等の学習の基盤となる資質能力の育成に取り組む研修を実施する。</p> <p>また、GIGAスクール構想による、生徒1人1台端末・高速通信環境を生かした指導の充実に対応した研修を実施する。</p> <p>(2) オンラインを活用した研修の充実</p> <p>教職員の負担軽減及び子どもと向き合う時間確保、新型コロナウイルス感染症対策を目的に、従来の集合研修にオンライン研修（講義動画の配信やeラーニング）を組み合わせることで、集合研修の日程等を短縮したり、教職員が自校にいながら学ぶ機会を確保したりできるようにした。</p> <p>(3) 指標を踏まえた研修内容の焦点化</p> <p>教職員のキャリアステージに応じた研修を効果的に行うため、「長崎県教員等の資質向上指標」を踏まえ、研修計画作成の段階で研修内容の焦点化を行った。</p> <p>3. 今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none">2月下旬までに、研修会場及び日程の確定3月上旬、各市町教育委員会並びに各県立学校へ通知

報 告 事 項 (2)

義務教育課

件 名	「ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業」の実施状況について
概 要	<p>1. 目的</p> <p>中学校において、生徒が地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等に取り組む職業体験学習を実施・検証し、本県の将来を担おうとする実践力を育む学習プログラムを構築・展開する。</p> <p>2. 内容</p> <p>(1) 研究指定校（8地区8校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長崎 長崎市立野母崎中学校 ②佐世保 佐世保市立世知原中学校 ③県北 松浦市立調川中学校 ④県央 東彼杵町立東彼杵中学校 ⑤県南 長与町立高田中学校 ⑥島原 雲仙市立小浜中学校 ⑦壱岐対馬 対馬市立大船越中学校 ⑧五島 五島市立福江中学校 <p>(2) 期間</p> <p>令和元年度から2年間</p> <p>(3) 具体的な取組の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①長崎市立野母崎中学校 「のもんアジ」を使った「のもぎきハトシ」を商品とし出店予定だった「伊勢エビまつり」が、新型コロナウイルスの影響で中止になったため、地元をアピールするTシャツをデザインして販売した。 ②佐世保市立世知原中学校 模擬会社を設立し、株主を募って資金を集めた。資金を使って世知原を紹介するクリアファイルやカレンダーを作成し、「世知原おくんち」で販売を行った。

③松浦市立調川中学校

松浦市の給食メニューとしてなじみのある焼きそばをヒントに、商品「つきそば」を考案した。地元の新たな名物に育てるため、地元企業や関係機関と協議を行った。

④東彼杵町立東彼杵中学校

地元商工会議所の協力により町内の多くの事業所で実習したことで、会社経営の理念や職業人としての心得を学んだ。教わったことを会社経営に生かした。

⑤長与町立高田中学校

生徒が株式会社「高献」を設立し、地元の方に教わりながら梅干「うめえ梅」を生産した。商品の販売利益の使い方を11月の株主総会で提案し、公園にベンチを設置することの承認が得られた。

⑥雲仙市立小浜中学校

地元の特産品や名物を用いてふるさとをアピールしようと、1年生が新たな商品を構想し、2・3年生の先輩や地元の人に対してプレゼンを行い、実際に販売する商品を決定した。

⑦対馬市立大船越中学校

ふるさとの豊かな海を守るために、磯焼けの原因魚として駆除していた魚、イスズミをメンチカツにして販売した。結果として、対馬の環境保全にもつながる取組となった。

⑧五島市立福江中学校

五島うどんをベトナム風にアレンジした「五フォーうどん」を開発した。また、商店街を明るい雰囲気にするためのシャッターペイントなど、多様な方法で地域活性化に取り組んだ。

3. 研究成果の普及

研究成果の普及を図るために、各研究校の取組をWeb動画配信。

令和3年2月1日（月）～3月31日（水）

(URL <https://youtu.be/Uz9APRIfsBA>)

報 告 事 項 (3)

義務教育課

件 名	「長崎県授業改善メソッド」の作成について
概 要	<p>1 目的</p> <p>「学力向上のための3つの提案」「長崎県読解力育成プラン」を踏まえた授業構想の基盤となる考え方をリーフレット「長崎県授業改善メソッド」としてまとめ、その内容を周知することにより、各学校における学習指導の充実を図り、本県児童生徒の学力向上に資する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>「21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト（令和元年度～3年度）」</p> <ul style="list-style-type: none">○読解力を育成するモデル地区（2地区）を委託（令和元年度～2年度）<ul style="list-style-type: none">・モデル地区（実施校）…佐世保市（大野小、大野中） 時津町（時津小、時津北小、時津東小、 鳴鼓小、時津中、鳴北中）・指定校の児童及び教員がRSTを受検し、結果の分析により読解力育成の課題を確認。・読解力育成の課題を踏まえた教育実践○「長崎県読解力育成プラン」の作成（令和元年度）<ul style="list-style-type: none">・県教育委員会は、モデル地区の実践をもとに、読解力育成プランを作成。○「長崎県授業改善メソッド」の作成（令和2年度）<ul style="list-style-type: none">・年度内にリーフレットの形式で県内すべての小・中学校及び義務教育学校の教員に配布。・来年度、本メソッドを用いた授業改善研修会を実施予定。 <p>3 別添資料</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 学力向上のための3つの提案（平成29年4月）(2) 長崎県読解力育成プラン（令和2年3月）(3) 21世紀型学力向上推進緊急プロジェクト事業 時津町教育委員会発表会資料（令和3年1月）(4) 長崎県授業改善メソッド（令和3年3月予定）

報 告 事 項 (4)

義 務 教 育 課

件 名	令和3年度栄養教諭選考試験の結果について																				
概 要	<p>令和3年度に長崎県公立学校栄養教諭として任用するために、任用替えの選考試験を令和2年12月25日（金）に長崎県庁で実施した。</p> <p>1 試験内容 小論文及び面接（模擬講話及び個人面接） ※校長から提出された受験者の評価表を別途審査</p> <p>2 受験者及び任用者数等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">出願資格該当者数 (R2.4.1現在)</th> <th style="width: 15%;">志願者数</th> <th style="width: 15%;">受験者数</th> <th style="width: 15%;">任用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校 義務教育学校</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 合格通知及び配置 令和3年2月末までに合格通知を行い、令和3年度定期人事異動にあわせて発令する。</p> <p><参考></p> <p>○ 職務内容 従来の学校給食管理業務に加えて、勤務校及びその近隣校において、児童生徒の食に関する指導を職務とする。 【栄養教諭の主な職務】 (1) 学校給食の管理（栄養管理及び衛生管理） (2) 授業及び給食時間等における食に関する指導 (3) 肥満傾向等の児童生徒に対するカウンセリング（個別指導） (4) 家庭や地域社会への啓発活動推進等</p> <p>○ 出願資格 (1) 長崎県公立小中学校及び義務教育学校の学校栄養職員、県立特別支援学校の栄養士 (2) 教育職員免許法に定める栄養教諭（一種又は二種）免許状所有者、又は令和3年3月31日までに取得見込みの者 (3) 上記(1)の職を3年以上経験しているもの（令和3年3月31日現在）</p>		出願資格該当者数 (R2.4.1現在)	志願者数	受験者数	任用者数	小中学校 義務教育学校	4	1	1	1	特別支援学校	1	0	0	0	計	5	1	1	1
	出願資格該当者数 (R2.4.1現在)	志願者数	受験者数	任用者数																	
小中学校 義務教育学校	4	1	1	1																	
特別支援学校	1	0	0	0																	
計	5	1	1	1																	

報 告 事 項 (5)

高校教育課

件 名	令和3年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について 〔1月末現在 全日制・定時制 高校教育課調査〕																																								
概 要	<p>1 就職内定状況 (各1月末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">平成31年3月卒</th> <th style="width: 15%;">令和2年3月卒</th> <th style="width: 15%;">令和3年3月卒</th> <th style="width: 15%;">前年比増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 内 (%)</td> <td>96.1</td> <td>95.6</td> <td>94.6</td> <td>-1.0</td> </tr> <tr> <td>県 外 (%)</td> <td>97.5</td> <td>99.7</td> <td>96.4</td> <td>-3.3</td> </tr> <tr> <td>全 体 (%)</td> <td>96.6</td> <td>97.0</td> <td>95.2</td> <td>-1.8</td> </tr> <tr> <td>県内割合 (%)</td> <td>59.3</td> <td>63.3</td> <td>67.2</td> <td>+3.9</td> </tr> <tr> <td>県外割合 (%)</td> <td>40.7</td> <td>36.7</td> <td>32.8</td> <td>-3.9</td> </tr> <tr> <td>県内求人数 (人)</td> <td>5,017</td> <td>5,060</td> <td>4,022</td> <td>-1,038</td> </tr> <tr> <td>未内定者数 (人) (うち公務員)</td> <td>93 (42)</td> <td>78 (42)</td> <td>116 (45)</td> <td>+38</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※県内求人数は、長崎労働局11月末データ</p> <p>○今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で就職試験開始日が例年より1ヶ月遅れている。(例年9月16日→本年度10月16日)</p> <p>○全体の就職内定率は、95.2%で、前年比1.8ポイント低下している。</p> <p>○県内割合は、67.2%で、前年比3.9ポイント増加している。</p> <p>○未内定者数は、116人で、前年比38人増加している。</p> <p>○なお、未内定者のうち、公務員志願者は45人。</p> <p>2 今年度の主な取組</p> <p>長崎労働局や産業労働部若者定着課と連携し以下を実施。</p> <p>○「高校生のためのふるさと長崎就職応援事業」 就職者が多い高校にキャリアサポートスタッフを配置し、生徒や保護者に対して県内企業の魅力と情報を提供するとともに、学校内での企業説明会、インターンシップの支援等を実施することで、県内企業への就職等を支援。</p> <p>○県内高卒求人確保キャンペーン 5月14日(木) 新規高卒者の県内就職を促進するため、ハローワークへの早期求人申込の要請。</p> <p>○早期応募前職場見学 これまでよりも1ヶ月前倒しして6月から実施(県内企業141社を見学。11校303名が参加)。生徒が比較検討したい複数の企業を見学する期間を確保することで、県内企業への就職支援と早期離職防止の一助とする。</p>	項 目	平成31年3月卒	令和2年3月卒	令和3年3月卒	前年比増減	県 内 (%)	96.1	95.6	94.6	-1.0	県 外 (%)	97.5	99.7	96.4	-3.3	全 体 (%)	96.6	97.0	95.2	-1.8	県内割合 (%)	59.3	63.3	67.2	+3.9	県外割合 (%)	40.7	36.7	32.8	-3.9	県内求人数 (人)	5,017	5,060	4,022	-1,038	未内定者数 (人) (うち公務員)	93 (42)	78 (42)	116 (45)	+38
項 目	平成31年3月卒	令和2年3月卒	令和3年3月卒	前年比増減																																					
県 内 (%)	96.1	95.6	94.6	-1.0																																					
県 外 (%)	97.5	99.7	96.4	-3.3																																					
全 体 (%)	96.6	97.0	95.2	-1.8																																					
県内割合 (%)	59.3	63.3	67.2	+3.9																																					
県外割合 (%)	40.7	36.7	32.8	-3.9																																					
県内求人数 (人)	5,017	5,060	4,022	-1,038																																					
未内定者数 (人) (うち公務員)	93 (42)	78 (42)	116 (45)	+38																																					

○合同企業面談会

県内への早期就職決定を促進するため、求人企業と県内就職希望者が一堂に会する面談会を実施。

長崎会場 11月9日(月)

佐世保会場 11月11日(水)

○若者定着課から各校にNなび登録企業の未充足情報を提供

第1回 159社309人分 を提供 (R2.10.28)

第2回 167社270人分 を提供 (R2.12.7)

第3回 187社309人分 を提供 (R3.1.25)

3 参考 就職者希望者が多い専門高校(工、農、商各1校)の就職内定状況

(1) A工業高校

(単位:人)

		令和2年3月卒 R2.3末	令和3年3月卒 R3.1現在	増減
卒業(予定)者数		314	307	-7 (-2.2%)
求人数	県内	443	441	-2 (-0.5%)
	県外	1,775	1,636	-139 (-7.8%)
就職希望者	県内	155	136	-19 (-12.3%)
	県外	109	98	-11 (-10.1%)
就職内定者	県内	154	136	-18 (-11.7%)
	県外	110	96	-14 (-12.7%)

(2) B農業高校

		令和2年3月卒 R2.3末	令和3年3月卒 R3.1現在	増減
卒業(予定)者数		274	266	-8 (-2.9%)
求人数	県内	643	591	-52 (-8.1%)
	県外	1,516	943	-573 (-37.8%)
就職希望者	県内	100	110	10 (10.0%)
	県外	53	35	-18 (-34.0%)
就職内定者	県内	106	100	-6 (-5.7%)
	県外	46	35	-11 (-23.9%)

(3) C商業高校

		令和2年3月卒 R2.3末	令和3年3月卒 R3.1現在	増減
卒業(予定)者数		238	190	-48 (-20.2%)
求人数	県内	354	258	-96 (-27.1%)
	県外	1,096	979	-117 (-10.7%)
就職希望者	県内	72	74	2 (2.8%)
	県外	25	15	-10 (-40.0%)
就職内定者	県内	75	71	-4 (-5.3%)
	県外	22	14	-8 (-36.4%)

()内はR2.3からの減少率

※商業高校は、学科改編により卒業(予定)者数が減少。

※就職希望者数は各年11月末の数値

報 告 事 項 (6)

高 校 教 育 課

件 名	令和 3 年度長崎県立中学校入学者選抜の実施状況等について																																				
概 要	<p>1 検査の期日及び方法 令和 3 年 1 月 1 6 日 (土) 適性検査、作文及び面接</p> <p>2 各県立中学校入学者選抜検査の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">中学校 区 分</th> <th style="text-align: center;">長崎東中学校</th> <th style="text-align: center;">佐世保北中学校</th> <th style="text-align: center;">諫早高等学校附属中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">定 員</td> <td style="text-align: center;">1 2 0 名</td> <td style="text-align: center;">1 2 0 名</td> <td style="text-align: center;">1 2 0 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">志 願 者 数</td> <td style="text-align: center;">3 2 8 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 8 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 9 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">志 願 倍 率</td> <td style="text-align: center;">2 . 7 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 4 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 4 倍</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">欠 席 者 数</td> <td style="text-align: center;">5 名</td> <td style="text-align: center;">1 6 名</td> <td style="text-align: center;">6 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 検 者 数</td> <td style="text-align: center;">3 2 3 名</td> <td style="text-align: center;">2 7 2 名</td> <td style="text-align: center;">2 8 3 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受 検 倍 率</td> <td style="text-align: center;">2 . 7 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 3 倍</td> <td style="text-align: center;">2 . 4 倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 検査後の日程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 日・期 間</th> <th style="text-align: center;">事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 2 0 日 (水) まで</td> <td style="text-align: center;">入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 2 0 日 (水) ~ 1 月 2 6 日 (火) 正午</td> <td style="text-align: center;">入学意思確認書の受付</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 月 2 6 日 (火) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (水)</td> <td style="text-align: center;">欠員補充による入学予定者の意思確認</td> </tr> </tbody> </table>	中学校 区 分	長崎東中学校	佐世保北中学校	諫早高等学校附属中学校	定 員	1 2 0 名	1 2 0 名	1 2 0 名	志 願 者 数	3 2 8 名	2 8 8 名	2 8 9 名	志 願 倍 率	2 . 7 倍	2 . 4 倍	2 . 4 倍	欠 席 者 数	5 名	1 6 名	6 名	受 検 者 数	3 2 3 名	2 7 2 名	2 8 3 名	受 検 倍 率	2 . 7 倍	2 . 3 倍	2 . 4 倍	期 日・期 間	事 項	1 月 2 0 日 (水) まで	入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)	1 月 2 0 日 (水) ~ 1 月 2 6 日 (火) 正午	入学意思確認書の受付	1 月 2 6 日 (火) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (水)	欠員補充による入学予定者の意思確認
中学校 区 分	長崎東中学校	佐世保北中学校	諫早高等学校附属中学校																																		
定 員	1 2 0 名	1 2 0 名	1 2 0 名																																		
志 願 者 数	3 2 8 名	2 8 8 名	2 8 9 名																																		
志 願 倍 率	2 . 7 倍	2 . 4 倍	2 . 4 倍																																		
欠 席 者 数	5 名	1 6 名	6 名																																		
受 検 者 数	3 2 3 名	2 7 2 名	2 8 3 名																																		
受 検 倍 率	2 . 7 倍	2 . 3 倍	2 . 4 倍																																		
期 日・期 間	事 項																																				
1 月 2 0 日 (水) まで	入学予定者の発表 (入学予定者通知文・選抜結果通知書の発送による)																																				
1 月 2 0 日 (水) ~ 1 月 2 6 日 (火) 正午	入学意思確認書の受付																																				
1 月 2 6 日 (火) 1 5 時 ~ 3 月 3 1 日 (水)	欠員補充による入学予定者の意思確認																																				

報 告 事 項 (7)

高 校 教 育 課

件 名	令和3年度県立学校校長・副校長及び教頭選考試験の結果について																														
概 要	<p>1 日程等</p> <p>①校長・副校長</p> <p>方 法 面接</p> <p>期 日 令和2年12月15日(火)・17日(木) 18日(金)・22日(火)</p> <p>②教 頭</p> <p>方 法 面接</p> <p>期 日 令和2年12月21日(月)・22日(火) 23日(水)</p> <p>2 選考結果</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>校長・副校長</th> <th>教 頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 験 者</td> <td>33(2)</td> <td>62(10)</td> </tr> <tr> <td>1次合格者</td> <td>29(2)</td> <td>49(7)</td> </tr> <tr> <td>最終合格者</td> <td>17(2)</td> <td>20(5)</td> </tr> <tr> <td>最終倍率</td> <td>1.9倍</td> <td>3.1倍</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()は女性で内数</p> <p>3 過去の状況(令和2年度)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>校長・副校長</th> <th>教 頭</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受 験 者</td> <td>45(2)</td> <td>63(8)</td> </tr> <tr> <td>1次合格者</td> <td>36(2)</td> <td>45(7)</td> </tr> <tr> <td>最終合格者</td> <td>20(1)</td> <td>10(3)</td> </tr> <tr> <td>最終倍率</td> <td>2.3倍</td> <td>6.3倍</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">()は女性で内数</p> <p>4 結果通知</p> <p>所属長・本人あて 令和3年2月19日(金)</p> <p>5 今後の日程</p> <p>合格者については管理職候補者名簿に登載し、任用はこの中から行う。 配置校については3月の内示の際に通知する。</p>	区 分	校長・副校長	教 頭	受 験 者	33(2)	62(10)	1次合格者	29(2)	49(7)	最終合格者	17(2)	20(5)	最終倍率	1.9倍	3.1倍	区 分	校長・副校長	教 頭	受 験 者	45(2)	63(8)	1次合格者	36(2)	45(7)	最終合格者	20(1)	10(3)	最終倍率	2.3倍	6.3倍
区 分	校長・副校長	教 頭																													
受 験 者	33(2)	62(10)																													
1次合格者	29(2)	49(7)																													
最終合格者	17(2)	20(5)																													
最終倍率	1.9倍	3.1倍																													
区 分	校長・副校長	教 頭																													
受 験 者	45(2)	63(8)																													
1次合格者	36(2)	45(7)																													
最終合格者	20(1)	10(3)																													
最終倍率	2.3倍	6.3倍																													